

下川町新規就農者等に関する条例（案） 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新規就農体験者 新規就農を目的に、町内で短期間の農業体験を行う者</p> <p>(2) 新規就農予定者 配偶者又は共に農業経営を行おうとする者（以下「共同経営予定者」という。）を有し、下川町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする者</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 前項第1号から第3号に掲げる者、配偶者及び共同経営予定者は、当初の認定時において20歳以上55歳未満の者とする。</p> <p>（認定申請）</p> <p>第3条 前条第1項第1号から第3号に掲げる者（以下「新規就農者等」という。）は、あらかじめ町長に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p>（連携と協力）</p> <p>第5条 町は、第1条の目的を達成するため、下川町農業委員会、農協、下川土地改良区及び上川農業改良普及センター上川北部支所などと連携かつ協力し、新規就農者等の町内における円滑な研修等の実施、住宅及びに就農地の情報提供、就農後の経営安定に対する助言指導を行うとともに、当該新規就農者等の研修、就農状況の把握を行うものとする。</p> <p>（補助金等の交付）</p> <p>第6条 町は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することができる。</p>	<p>本則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>農業体験者 町内で短期間の農業体験を行う者</u></p> <p>(2) <u>新規就農予定者 下川町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする者</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 前項第1号から第3号に掲げる者（以下「<u>新規就農者等</u>」という。）、認定時において20歳以上55歳未満の者とする。</p> <p>（認定申請）</p> <p>第3条 <u>新規就農者等</u>は、あらかじめ町長に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p>（連携と協力）</p> <p>第5条 町は、第1条の目的を達成するため、下川町農業委員会、農協、下川土地改良区及び上川農業改良普及センター上川北部支所などと連携かつ協力し、<u>新規就農者等における</u>円滑な研修等の実施、住宅及びに就農地の情報提供、就農後の経営安定に対する助言指導を行うとともに、当該新規就農者等の研修、就農状況の把握を行うものとする。</p> <p>（補助金等の交付）</p> <p>第6条 町は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することができる。</p>

(1) 新規就農体験支援事業

(2)～(4) (略)

2 (略)

(貸付金の決定)

第8条 町は、新規就農予定者に対し2年を限度として、月額200,000円以内を貸し付けることができる。ただし、町長が特別に必要と認めた場合は、1年を限度に貸付期間を延長することができる。

2 (略)

別表(第6条関係)

区分	種類	事業内容	基準	期間
1 新規就農体験支援事業	(1) 営農指導費	営農指導を行った農家等に対する、指導技術料	事業機関等が行う支援措置を含め日額3,000円以内	6月以内
2 新規就農予定者支援事業	(1) 研修旅費補助	農業技術習得のための研修等参加に対し、旅費、参加費、資料代等	年額10万円以内	新規就農予定者認定を受けた月から2年以内
	(2) 実習費用補助	営農実習に必要な費用	年額10万円以内	
	(3) 営農指導費	営農指導を行った農家等に対する、指導技術料	事業機関等が行う支援措置を含め日額3,000円以内	
3 新規就農者支援事業	(1) 農地等賃貸料補助	事業機関が行う事業により農地、農業用施設等の賃貸借契約を締結した場合、	賃貸料の1/2以内	新規就農者認定を受けた年から5年以内

(1) 農業体験支援事業

(2)～(4) (略)

2 (略)

(貸付金の決定)

第8条 町は、新規就農予定者に対し2年を限度として、月額200,000円以内を貸し付けることができる。ただし、町長が特別に必要と認めた場合は、かつ国等の補助を受けていないときは、1年を限度に貸付期間を延長することができる。

2 (略)

別表(第6条関係)

区分	種類	事業内容	基準	期間
1 農業体験支援事業	(1) 営農指導費	営農指導を行った農家等に対する、指導技術料	事業機関等が行う支援措置を含め日額1,000円以内	6月以内
2 新規就農予定者支援事業	(1) 研修旅費補助	農業技術習得のための研修等参加に対し、旅費、参加費、資料代等	年額10万円以内	新規就農予定者認定を受けた月から2年以内
	(2) 実習費用補助	営農実習に必要な費用	年額10万円以内	
	(3) 営農指導費	営農指導を行った農家等に対する、指導技術料	事業機関等が行う支援措置を含め日額3,000円以内	
3 新規就農者支援事業	(1) 農地等賃貸料補助	事業機関が行う事業により農地、農業用施設等の賃貸借契約を締結した場合、	賃貸料の1/2以内	新規就農者認定を受けた年から5年以内

		賃貸料					賃貸料		
	(2) 農業制 度資金 等補助	事業機関が融資する農地、農業用施設等取得のため借入れた資金	借入額の1/5以内 ただし、1,000万円を上限とする			(2) 農業制 度資金 等補助	事業機関が融資する農地、農業用施設等取得のため借入れた資金	借入額の1/5以内 ただし、1,000万円を上限とする	
	(3) 固定資 産税補 助	農業経営開始当初の農地、農業用施設に固定資産税が賦課された場合、その相当額	固定資産相当額	発生した時点から、3年以内		(3) 固定資 産税補 助	農業経営開始当初の農地、農業用施設に固定資産税が賦課された場合、その相当額	固定資産相当額	発生した時点から、3年以内
	(4) 生活環 境整備 補助	生活、住宅環境の整備を行った場合、その費用	事業費の1/2以内 ただし、50万円を上限とし、1世帯1回限りとする	新規就農者認定を受けた年から5年以内		(4) 生活環 境整備 補助	生活、住宅環境の整備を行った場合、その費用	事業費の1/5以内 300万円を上限とし、1世帯1回限りとする	新規就農者認定を受けた年から10年以内
4 そ の他事 業	(1) その他 補助	新規就農支援上特別に必要と認める事業	予算に定める範囲内で町長が定める額	町長が定める期間	4 そ の他事 業	(1) その他 補助	新規就農支援上特別に必要と認める事業	予算に定める範囲内で町長が定める額	町長が定める期間